平成２７年（フ）第７２２６号
東京都杉並区阿佐谷北２丁目21―30―201
破産者　山本　聖子
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２３１号
東京都板橋区前野町３丁目30―４―６
破産者　藤井　健史
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２３６号
東京都足立区六木４丁目８―12
破産者　近藤　高張
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２４３号
東京都中野区若宮１丁目43―６
破産者　澤田　順子
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２４４号
東京都清瀬市松山２丁目14―23―101
破産者　岩下　澄江
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３２７号
東京都中央区勝どき６丁目３－２―2317
破産者　太田　清里
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３７号
千葉県市川市柏井町２丁目1364―５
破産者　工田　尚季
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８５７号
埼玉県越谷市大成町１―2373―１、商業登記簿上の本店所在地福島県福島市松川町美郷１丁目１番地の17
破産者　株式会社ＭＫ．ａｓｓｉｓｔ
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８５８号
埼玉県越谷市大字南荻島299―２　リリーＤ号
破産者　紺野　正美
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１２１号
東京都足立区綾瀬２丁目36―２―902
破産者　田中　　圭
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３４４号
東京都港区虎ノ門１丁目22番13号、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区神田小川町３丁目８番　神田駿河台ビル８階
破産者　ＣｏｏｌＷｏｒｌｄＥｘｐｏ株式会社
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６６２号
石川県金沢市長土塀２丁目16―20
破産者　河合　一彦
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５５２０号
神奈川県横浜市旭区本宿町55―１―103、開始決定時の住所千葉県千葉市稲毛区稲毛町５丁目617―２―203
破産者　長友　宏之
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０６１号
東京都目黒区自由が丘２丁目３番18号
破産者　株式会社マハロコーポレーション
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６１７６号
東京都世田谷区北沢２丁目17番２号
破産者　有限会社ルームステーション
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６１７７号
東京都世田谷区喜多見４丁目27―10―103
破産者　堀　　裕道
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２４１号
東京都中央区日本橋堀留町１丁目５番12号
破産者　有限会社Ｏ．Ｄ．Ｉ．
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２４２号
千葉県市川市北国分２丁目18―16
破産者　小川　敬之
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２６１号
東京都豊島区東池袋４丁目27番５―701号
破産者　株式会社ＴＯＫ
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２６２号
東京都豊島区東池袋４丁目27―５―701
破産者　木村　一花
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２６５号
東京都大田区山王３丁目28番２号
破産者　ノエル有限会社
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２６６号
東京都大田区南久が原１丁目９－３
破産者　柿木　良二
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部